

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

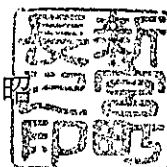
専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 21 日

新宮町長 桐 島 光



令和 7 年 3 月 31 日に職員が公用車で新宮クリニックに行き、駐車するため後進したところ、誤って駐車区画ではない場所に後進してしまい、建物の外壁に衝突したことにより、外壁の一部を破損させた事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解する。

記

1 損害賠償額

22,000 円

2 損害賠償及び和解の相手方

別紙のとおり

3 和解の条件

本件に関して、上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解する。

損害賠償及び和解の相手方

住 所 新宮町大字原上 1 5 7 4 - 1

氏 名 新宮クリニック 院長 川崎 逸朗